

携帯電話の利用に関する研修資料

平成20年8月

岡山県教育庁指導課

はじめに

ハンディタイプの携帯電話が昭和62年に世に出ておよそ20年。当初は、通話が中心の用途でしたが、平成11年にインターネットの機能が取り入れられると、わずか数年の間にメールでのコミュニケーションが若者の間で広まりました。

そして、今日、ほとんどの高校生が携帯電話を所持し、メールはもとより、音楽のダウンロードからブログ、プロフの作成など、携帯電話を自由に活用しています。

こうした中、近年、出会い系サイトを介した連れ去り事件、メールによるいじめ、ブログへの誹謗中傷の書き込みなど、携帯電話に関連した事件が多発しています。しかしながら、多くの教員や保護者からは、「子どもたちの携帯電話使用の実態がつかめない。」「子どもたちが触れている携帯電話の世界が分からない。」といった話を聞きます。

これを受け、岡山県教育委員会では、平成20年2月から3月にかけて、県下の小・中・高校生とその保護者、学校を対象に、「携帯電話等の利用実態調査」を実施しました。この調査から、岡山県においても、携帯電話の所持率や嫌がらせのメールの送信、掲示板や出会い系サイトへのアクセス等について、全国と同じような実態が把握できました。

こうした状況の中、子どもたちに携帯電話の正しい使い方を指導するためには、教員や保護者が、携帯電話を使用している子どもたちの気持ちや思い、実態を十分に把握し、また、携帯電話の機能や子どもたちが使用しているインターネットのサイトについて理解を深める必要があると考えました。

本資料は、生活などに役立つ便利な携帯電話について、使い方を誤ったり、悪意を持って使ったりすると、大変危険な道具にもなるということを前提に、特に、子どもたちにとっての問題点や子どもたちが陥りやすい危険性について、教員や保護者の方の理解を深めるために作成しました。

今後、校内研修やPTA研修等において本資料を十分に活用し、子どもへの指導がさらに充実するようお願いいたします。

平成20年8月21日

岡山県教育庁指導課長

竹 井 千 庫

目次

携帯電話所持の現状

1	子どもたちにとっての携帯電話とは？	1
2	子どもへの影響	1
3	携帯電話の所持状況	2

携帯電話使用の問題点

1	携帯電話（メール等）への依存	3
2	生活習慣の乱れ	4
3	コミュニケーション能力の低下	5
4	集中力・学力の低下	5

携帯電話の危険性

1	電子メール（e-mail、Eメール、メール）	6
2	学校裏サイト	8
3	ゲームサイト	10
4	ブログ	12
5	プロフ	13
6	出会い系サイト	14
7	SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）	16

対応方法

1	フィルタリング	17
2	書き込みの削除	19
3	迷惑メールへの対応	20
4	チェーンメールへの対応	21
5	架空請求への対応	22

保護者の役割

1	子どもを守るのは大人の役割	23
2	家庭でのルールづくり	24

用語解説

26

関連法令等

28

参考資料

30

1 本資料において掲載されているグラフ等のデータは、特に注釈のない限り、岡山県教育委員会が平成20年4月24日に発表した「岡山県公立学校における携帯電話等利用の実態調査結果」に基づいている。

2 言葉の後に 印のあるものは、「用語解説」で説明している。

携帯電話所持の現状

1 子どもたちにとっての携帯電話とは？

便利で役に立つ道具

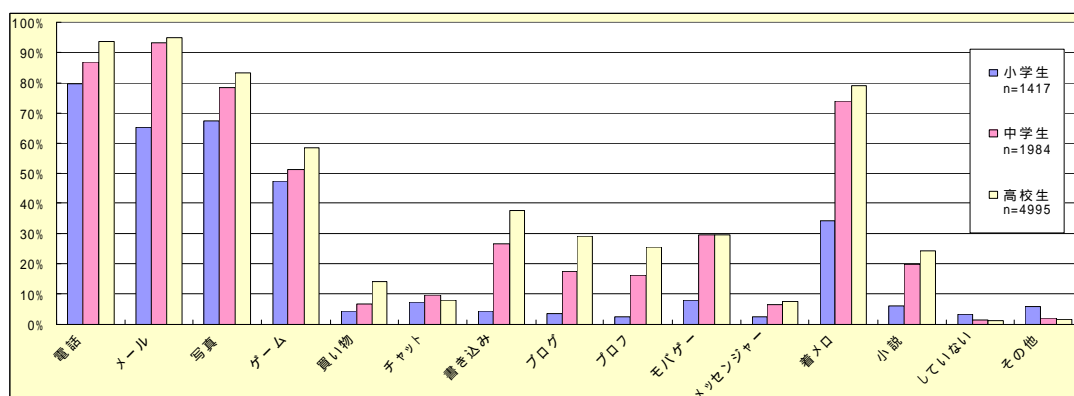
インターネットや携帯電話は、上手に使うと、私たちの日常の生活や仕事に役立つ、便利で楽しい道具です。

保護者は

〔 GPS (Global Positioning System) 機能を利用して子どもの場所を確認したり、子どもの帰りが遅くなった場合に電話で連絡を取ったりするという安全・安心の確保の面から携帯電話を子どもに持たせることが多いようです。〕

子どもたちは

〔 携帯電話を使って電話をする以上に、メールを使ってチャットのような感覚で会話をしたり、インターネットへ接続して音楽のダウンロード やブログの閲覧・ブログの作成などを行ったりしています。(図1) 〕



(図1) 携帯電話の使用状況

子どもたちにとっての携帯電話は、インターネットに接続できる新しい機器として、『ケータイ』と呼ばれることがあります。

2 子どもたちへの影響

こうした便利で役に立つ、子どもたちにとって楽しい道具である携帯電話ですが、使い方によっては、様々な問題点や危険性が指摘されています。

問題点

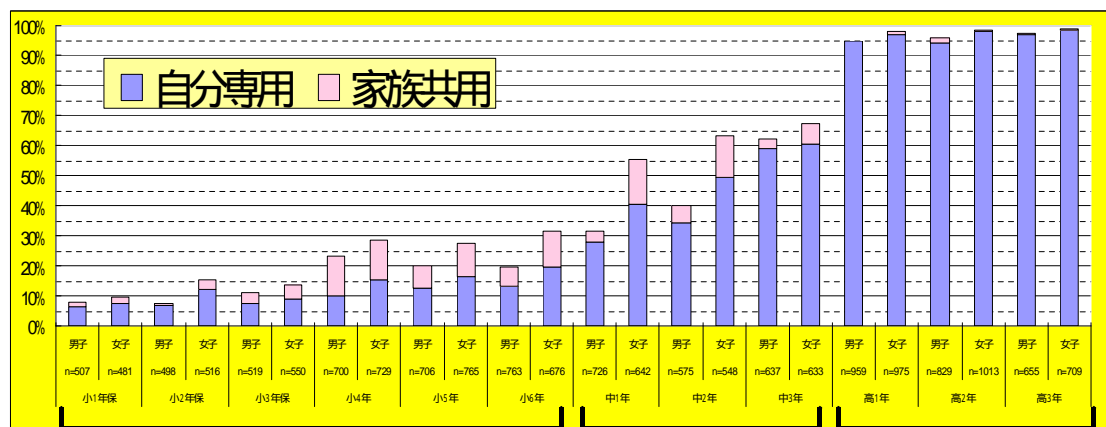
- ・携帯電話（メール等）への依存
- ・生活習慣の乱れ
- ・コミュニケーション能力の低下
- ・集中力の低下・学力の低下

危険性

- ・個人情報の流出によるトラブル
- ・誹謗中傷・いじめ
- ・架空請求等のトラブル
- ・見知らぬ人との出会いによるトラブル

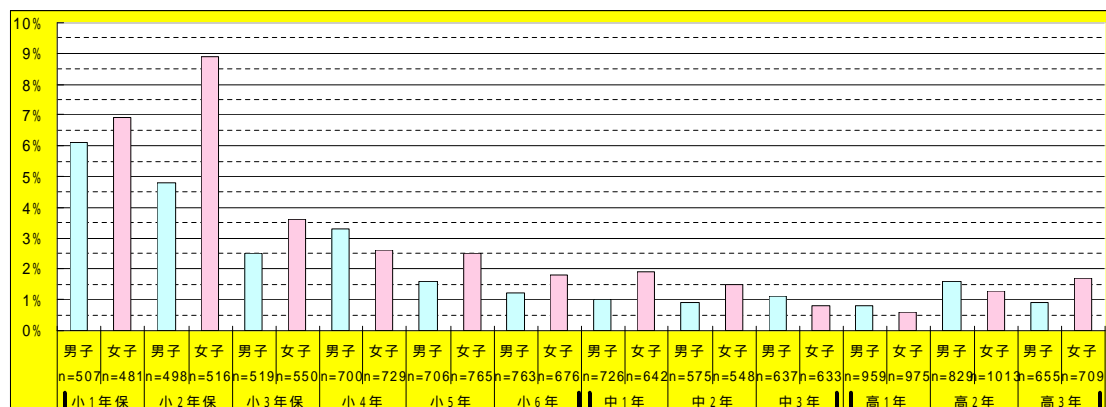
3 携帯電話の所持状況

平成20年3月に岡山県教育委員会が行った調査では、学年が上がるに従って携帯電話の所持率は高くなり、小学生の約20%、中学生の50%、高校生のほとんどが自分専用か家族との共用の携帯電話を持っています。(図2)



(図2) 携帯電話の所持率

また、携帯電話の所持開始の低年齢化も見られます。(図3)



(図3) 小学校1年生で携帯電話を持ち始めた者の割合

大人の思い

「持たせる理由」

- 防犯上の問題から 33%
- 連絡を取るため 30%
- 友だちが持っているから 12%

「心配に思うこと」

- 有害サイトへのアクセス 23%
- 多額の電話代 21%
- メール等を介したいじめ 12%

(株)ネプロジャパン「モバイルレポート」より

<http://www.nepro.jp/jp/mobile/2008/55/index.html>

子どもの思い

「携帯電話を持って、
増えたり、広がったりしたもの」

- 友だちとのコミュニケーション
- 生活の楽しさ・おもしろさ
- 行動範囲
- トラブルにあう不安
- 保護者とのコミュニケーション

携帯電話使用の問題点

1 携帯電話（メール等）への依存

メール

気になる返事 <メールは、自分を映し出す鏡>

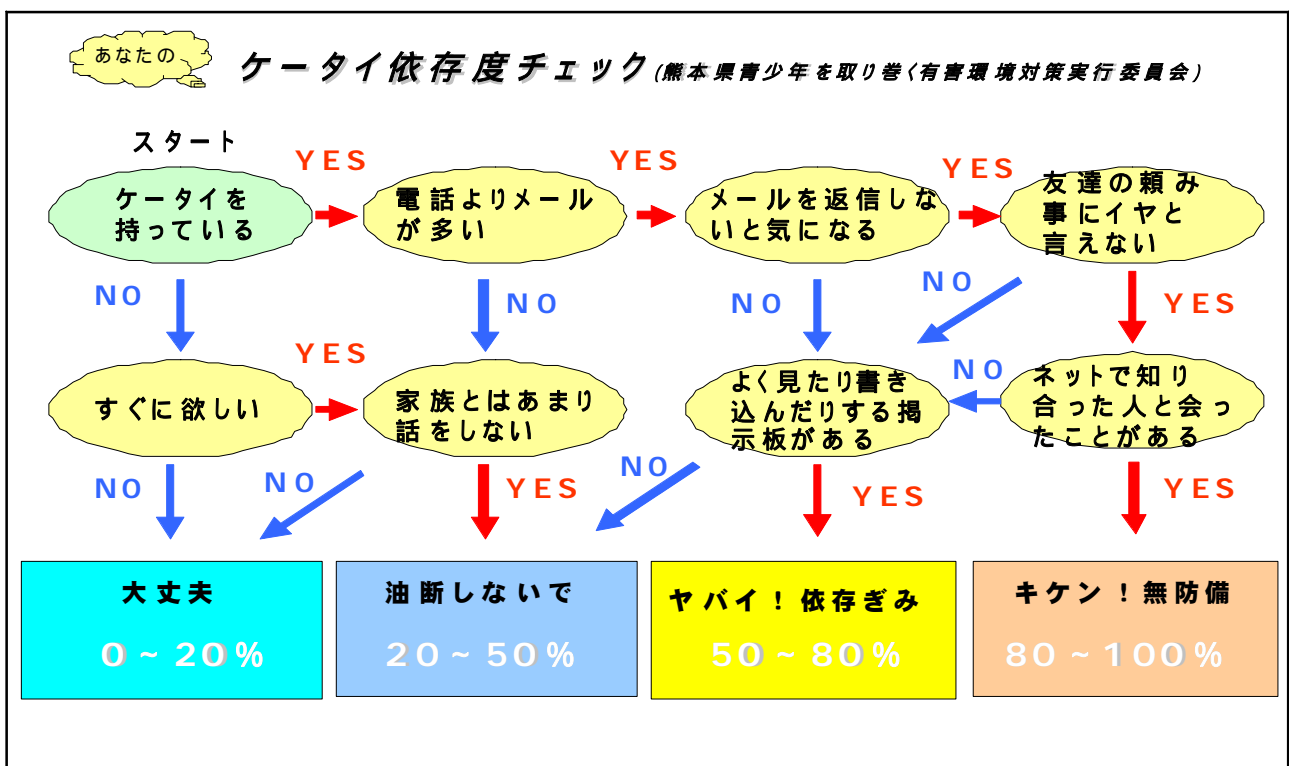
- ・返信メールの早さ、量で自分の存在を感じている。
「返信メールがすぐに返って来る。多くの人からメールが来る。」
周囲の多くの友だちが自分を認めてくれ、大切に思ってくれている。
- ・「返信メールが遅く返って来る。知り合いからのメールがあまり来ない。」
周囲の人は、自分をあまり意識していない。

5分ルール <子どもたちの間では、こんなルールも・・・>

- ・「メールを5分以内に返信しなければいけない」というルール。
- ・ルールを守らなければ、相手を見捨てたことになり、仲間から外されてしまう場合がある。
- ・その恐怖心から一時も携帯電話を手放せなくなる。

終わらない会話

- ・メールの内容自体には、それほど重要な意味はない場合が多い。
- ・メールを交換して「つながっている」ことが、メールを送る第一の目的。
- ・メールを送って相手とつながり続けることからくる安心感よりも、それが切断される不安の方が強いためメールの送信がやめられない。



ゲーム

果てしなく続くストーリー

携帯電話等からゲームサイトにアクセスして遊ぶゲームの中には、ストーリーに終わりがなく、そのため、子どもたちは時間を忘れて没頭し、ゲームにのめり込んでしまう場合があります。

ネット上での友だち

見ず知らずの人とでも一緒にゲームができ、また、チャットしながら遊ぶことができるため、面と向かってコミュニケーションを取ることが苦手な人でもネット上での友だちができ、安心感を持つことができます。そのため、ゲームやチャットに没頭し、引きこもりになる子どももいます。

cf:モバ彼(カレ)・モバ彼女(カノ)

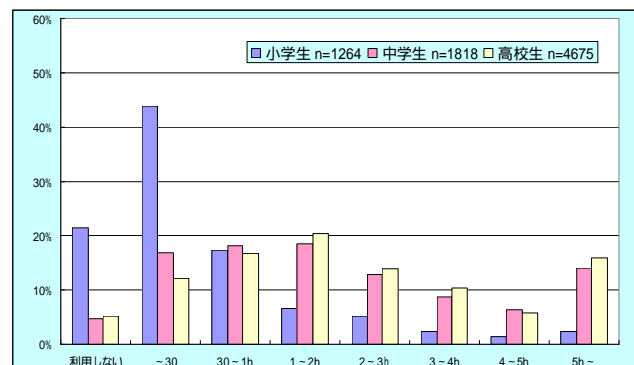
インターネット上での仮想の彼氏、彼女を作り、恋愛を疑似体験したり、モバ家族、モバ学校といった疑似集団を作り、それぞれが役割を演じてコミュニケーションを楽しんだりしています。

2 生活習慣の乱れ

携帯電話の使用時間

岡山県では、小学生は携帯電話をあまり使っていない反面、中・高校生は1～2時間程度使用している場合が多く、中には、5時間以上使用している生徒が約15%いて、依存傾向になっていると考えられます。

(図4)



(図4) 携帯電話の一日の使用時間

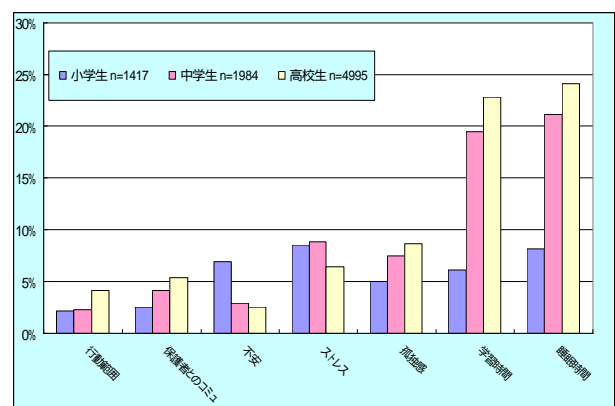
学習時間・睡眠時間

また、携帯電話を使用したことで、中・高校生の約20%の生徒が学習時間や睡眠時間が減ったと答えています。(図5)

手放せない携帯電話

いつかかってくるか分からない電話、いつ送られてくるか分からないメール、そして、それにすぐに返事をしなければならない状況。こうした中で、ナイロン袋に携帯電話を入れて入浴したり、携帯電話を握りしめて寝たりするなど、携帯電話を手放せなくなっている子どももいます。

また、学校でも、授業中の使用は禁止されているにもかかわらず、授業中に着信音が鳴ったり、机の下でメールを打っている生徒がいます。



(図5) 携帯電話を使用する前と後で、減ったり、狭まったもの

交友関係の乱れ

携帯電話を持っていることで、いつでも呼び出しが可能になり、夜遊びや外泊が増える傾向もあります。これが家出に発展する場合も見られ、非行の危険性もあります。

3 コミュニケーション能力の低下

家族とのコミュニケーション

家庭での食事の時間や家族団らんの時間にも、友だちからの連絡を気にして携帯電話を傍らに置き、メールが届くと食事もそっちのけで、返事を打つのに没頭するなど、家族での会話・コミュニケーションの減少が指摘されています。

人は、本来、他人との直接的なかかわりの中で、様々なコミュニケーション能力や人間関係構築力を身に付けますが、成長初期の段階では、特に、家族とのコミュニケーションによって形成されていきます。そこで、早い時期から携帯電話を与え、子どもがメールにのめり込み、家族とのコミュニケーションが減少することには問題があります。

対面コミュニケーションの力

携帯電話のメールや掲示板への書き込みといった形でのコミュニケーションは、文字からだけで相手の言おうとしていることを判断するため、声のイントネーションや表情、仕草などの非言語的な表現を読み取ったり、また、会話の際に自らがこうした非言語的な表現をするための対面コミュニケーションの力が育ちにくくなる危険性があります。

匿名性の恐ろしさ

メールや掲示板への書き込みでは、相手に自分のことが分からないという匿名性のために、面と向かっていれれば言えないようなことを、遠慮せずに発することができ、名誉毀損、侮辱、脅迫などの犯罪行為と見なされることもあります。

4 集中力・学力の低下

前項でも触れたように、子どもたちは、絶えずメールの着信に気をとられ、授業中でも家族との食事中でも注意力散漫の状態になっていることがあります。これが、常態化してくると、集中力が低下する危険性もでてきます。

また、「2 生活習慣の乱れ」で指摘した学習時間の減少に加えて、授業中や家庭学習の際にも集中できないわけですから、学習効率も上がらず、学習内容が身に付かずに学力の低下ということにもつながります。

携帯電話の危険性

1 電子メール (e-mail、Eメール、メール)

一般的には、メールと呼ばれている電子メールは、インターネットを利用した手紙とすることができます。しかも、普通の手紙よりもはるかに手軽で便利なので、現在では、携帯電話の利用者のほとんどが利用しています。

「メール内容の誤解」につながる要因

- ・(電話と比べて)相手の表情が見えない。声が聞こえない。
- ・(手紙と比べて)文章量が少ない。

何気なく書いた内容を相手が誤解し、相手が傷ついたり、トラブルになったりします。(いじめられたと勘違いし、不登校になる場合もあります。)



どう思っているの???

左のようなメールが届いたら、あなたは
どう感じますか？

「じゃあ、いいよ。(怒り)」

「じゃあ、いいよ。(了承)」

の、どちらにも受け取れますね。

このように、文字だけの短い文章では、
意図が十分に伝わらないことがあります。

なりすまし

「なりすまし」というのは、他人の名前を騙^{かた}って第三者がメールを送ることです。

- ・自分のメールアドレスが使われて、知らないうちに仲のよい友だちに嫌がらせのメールを送られていたり、いじめの加害者にされていたりする。
- ・仲のよい友だち同士にお互いのメールアドレスを使って嫌がらせのメールを送り、仲違^{たが}いをさせる。

サブアドレス

携帯電話会社からもらうメールアドレス以外のアドレスをサブアドレスといい、携帯電話のサイトでは、サブアドレスを無料で提供しているところがあります。

友だちにいじめや嫌がらせのメールを送ったり、出会い系サイトに登録したりする時などに、このサブアドレスが使われます。

なりすましメールに使われるサブアドレスのドメイン名の一例

(ドメイン名とは、メールアドレスの @ から後の部分のことをいいます。)

@e-box.jp	@canmail.jp	@mopo.jp	@nenene.jp	@poohmail.jp
@xfire.jp	@yesyes.jp	@39ne.jp	@anan.to	@fmail.to
@idomo.to	@jobmail.to	@olmail.to	@vivi.to	@xmail.to

対策：迷惑メールの拒否(参照：P 2 0)

チェーンメール・デマメール

これは、以前でいう「不幸の手紙」の電子メール版で、友だちの恥ずかしい写真を添付して、「このメールを5人に転送してください。止めた場合には、あなたの恥ずかしい写真をみんなに送ります」などのメールによって、受信者を不安がらせたり、「(アイドル)が×月×日×時に に来ます。」「原水爆禁止のアピールのためにメールの輪を広げよう。」などの嘘のメールによって、受信者をだましたりするメールのことです。

対策

- 1 絶対に他の人に転送しない。(参照：P 2 1)
- 2 メールの内容を安易に信用しない。
- 3 インターネットや携帯電話に詳しい人等に、内容の真偽を確認する。
- 4 先生や保護者等に相談する。
- 5 インターネット等で、チェーンメールに関する情報を収集する。

架空請求(振り込め詐欺、ワンクリック詐欺)

電子メールは気軽に使える反面、悪意のある人間にとっても手軽に使える道具となり、アダルトサイトを見たとして、会員料の未納に対する架空請求などがくることがあります。

また、電子メールに添付されている画像などを誤ってクリックすると、自動的に違法なサイトに誘導されて高額請求が表示されることなどもあります。

対策(参照：P 2 2)

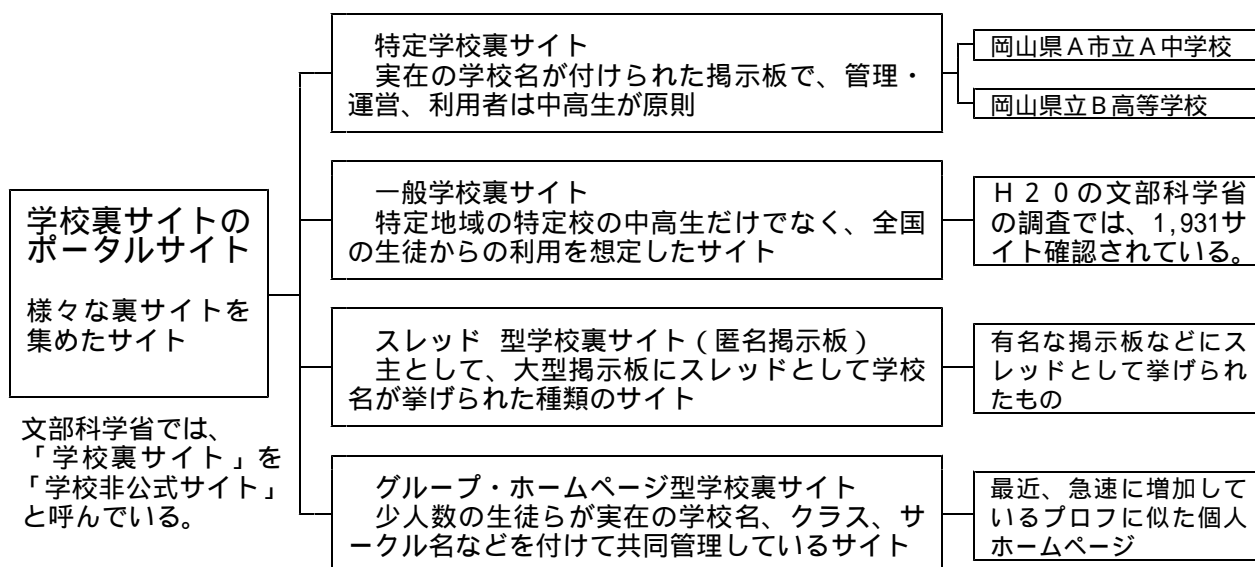
この場合、「振り込まない場合は、暴力団が債権回収に行く。」などの脅し文句が使われる場合がありますが、身に覚えがなければ、無視することが大切です。

2 学校裏サイト

学校裏サイトとは、実在する学校の在校生や卒業生等が勝手にその学校の名前を付けて開設したサイトのことで、部活動の連絡や同じ趣味の者同士の情報交換であったりもしていますが、個人への嫌がらせや誹謗中傷などが書き込まれ問題となっています。

学校裏サイトの種類

学校裏サイトは、管理運営、利用の方法の特徴から次のように分けることができます。



文部科学省「青少年が利用する学校非公式サイトに関する調査報告書」及び「学校裏サイト」(下田博次著：東洋経済新報社)による

学校裏サイトの実態

(「青少年が利用する学校非公式サイトに関する調査報告書」：文部科学省)

学校裏サイト数(1～3月に確認できたもの)

	38,260件
特定学校裏サイト	858件
一般学校裏サイト	1,931件
スレッド型学校裏サイト	33,527件
グループ・ホームページ型学校裏サイト	1,944件

学校裏サイトの内容

(群馬県、静岡県、兵庫県から抽出したスレッド型学校非公式サイト

1,793件のサイトやスレッドを調査)

- ・「キモイ」「うざい」等の誹謗中傷の言葉が入っていたもの・・・50%
- ・「性器の俗称」等の卑猥な言葉が入っていたもの・・・34%
- ・「死ね」「殺す」等の暴力的な言葉が入っていたもの・・・25%

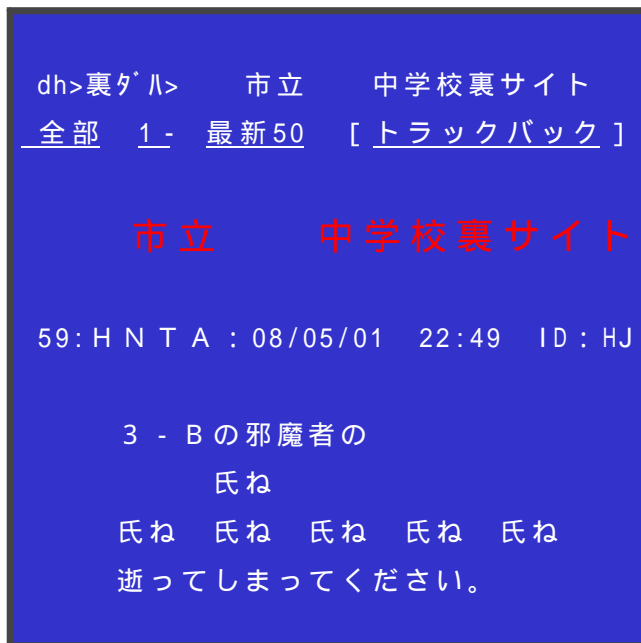
(掲示板等では「死」という言葉を使用せずに、「氏」「市」などが使われる場合がある。)



学校裏サイト(例)

学校裏サイトの問題点・危険性

- ・メル友探しの場となり、さらには、出会い系サイトのような役割を果たす。
- ・自分の正体を明かさずに自分の気に入らない相手を傷つける。
- ・嫌がらせ、誹謗中傷等が書き込まれ、いじめへと発展する。



掲示板への書き込み(例)

誹謗中傷等を見つけた場合の対処方法

学校へ相談する。

警察へ被害届を出す場合

- ・書き込み内容が悪質である等の理由から、警察へ被害届を出す場合には、証拠保存の必要のため、書き込みの削除依頼はしない。

警察へ被害届を出さない場合

- ・すぐに書き込みの削除依頼をする。

書き込み者を特定する場合

- ・学校に相談する。
- ・プロバイダ責任制限法により、発信者(書き込み者)情報の開示請求を行う。(参照:P19)

学校裏サイトの見つけ方

学校等で学校裏サイトを見つけるには、「小学校(中学校、高校)スレッド」「小学校(中学校、高校)掲示板」などで検索をしたり、学校名の一部を やアルファベットなどにしたりする方法があります。(例:「山高校」「Y田高校」など)

学校裏サイト等の掲示板での問題

炎上(フレーム)

掲示板やブログ、プロフの書き込みでは、相手の顔が見えないことをよいことに、感情むき出しの言い争いに発展したり、批判的なコメントが殺到(「祭り」と呼ばれる。)したりする場合があります。そして、この掲示板での言い争いでは、自分でも驚くほど過激になってしまい、普段のコミュニケーションの場としての機能が果たせなくなり、最後には、ブログの閉鎖に追い込まれることもあります。

もしも、子どもが巻き込まれたら、

子どもを冷静にさせ、書き込みをやめさせる。

書き込みを無視させる。(そのサイトを見させない。)

これまでの子どもの書き込み内容等を削除させる。

3 ゲームサイト

無料で多くのゲームが提供されており、子どもたちが、そこから好きなゲームをダウンロードして遊ぶことができるサイトです。子どもたちに大変人気のあるサイトの一つです。

ゲームサイトの問題点・危険性 個人情報の流出

子どもたちに、氏名、住所、電話番号、メールアドレスなどを、巧妙に書き込ませる。(次ページ参照)

例：「懸賞に当選！ 連絡先を入力してください。」

「この占いには、氏名と生年月日が必要です。」

など

これらの個人情報は売買されていて、アダルトサイトの紹介や出会い系サイトの広告などの迷惑メールや架空請求が送られてきて、トラブルに巻き込まれることがあります。

自制力の低下

最近、不正アクセス禁止法に違反（インターネット上での窃盗）する青少年が増えています。

平成20年1月には、福井県の高校生がオンラインゲームでの他人のIDとパスワードを詐取し、ゲーム内で使う仮想通貨をだまし取ったとして、逮捕されています。

ゲーム目的以外の大人の侵入

多くの子どもが集まるサイトであることを利用し、大人が子どもを狙って入ってくるような場合があります。「サークル」などで知り合い、言葉巧みに呼び出されトラブルに巻き込まれることもあります。

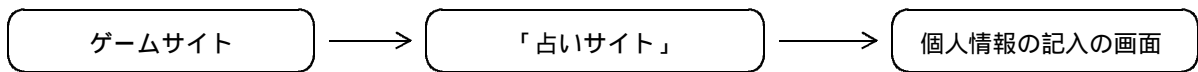
子どもに、個人情報

(氏名、住所、電話番号、メールアドレス等)を、絶対に書き込ませてはいけません。

The screenshot shows a website titled "Game City" with a green background. At the top, it says "Game City" in large letters, with "ゲーム" (Game) and "シティ" (City) in smaller text. Below the title are links for "[マイページ]" and "[友達紹介]", and a search box with a "検索" button. A red banner contains the text "お知らせ" (Notice) and "新しいRPG登場!! 必殺裏技教えます。" (New RPG is here!! We teach you secret moves). Below this are links for "[デコ]「ゴメン」特集" and "[アバター]オリピック・アイテム", with a link to "お知らせ一覧" (Notice List). A yellow banner says "エンターテイメント" (Entertainment). Underneath are sections for "ゲーム" (Games) with the tagline "楽しゲームがいっぱい" (Lots of fun games), "小説" (Novels) with "何でも読み放題!" (Read anything you want!), and "ブログ" (Blog) with "最新情報満載" (Full of latest information). Below these are lists of links: "デコメ" (Decorations) with "素材1万以上" (Over 10,000 materials), "占い" (Fortune telling) with "姓名・星座" (Name, Zodiac), "音楽" (Music) with "着うた・着メロ" (Ringtone, Ringtone), and "懸賞" (Contests) with "ゲームソフトが当たる" (Win game software). A green banner says "コミュニティ" (Community). Below it are links for "友達検索" (Find friends), "サークル" (Circles), "友達紹介" (Introduce friends), and "質問の場" (Question time). At the bottom is a "アバター" (Avatar) section with the text "かっこよく決めよう!!!" (Let's choose a cool one!!!).

ゲームサイト(例)

ゲームサイトからの個人情報の流出【 例 】



Game ゲーム
City シティ

[マイページ] [友達紹介]
検索

お知らせ
新しいRPG登場!!

デコメ: 素材1万以上
占い | 姓名 | 星座 | ...
音楽: 着うた・着メロ

コミュニティ
友達検索: 友達を探そう
サークル: 仲間を探そう
質問の場: ???

恋の行方

ゲストさん、こんにちは
「占い」があなたを導く

あなたは、
恋の勝ち組
になれるか?!

[星占い]
占い | アイテム | 掲示板
日記 | ポイント | アンケート

今日の運勢 | 占い | おみくじ

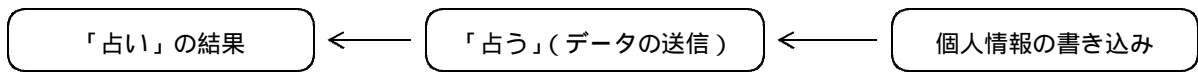
あなたの恋の行方は、
あなたの星が知っている。

今すぐ
あなたを
占いましょう!!!

あなたのことを教えてください

名前
生年月日 年
 月
 日
メールアドレス

占う



ありがとうございます

次の必要事項に入力して、
送信してください。

名前
郵便番号 -
住所
年齢 歳
生年月日 年
 月
 日
メールアドレス

送信

あなたの運勢

あなたが、今、想っ
ている彼は.....
.....

思い切って告白!
がんばれ!!!

無料で進呈
今年1年間のあなたの運勢を
1冊の本にしちゃうよ。

クリック

あなたの恋の行方は、
あなたの星が知っている。

今すぐ
あなたを
占いましょう!!!

あなたのことを教えてください

名前
生年月日 年
 月
 日
メールアドレス

占う

その後に注意!

「占い」に必要な住所やメールアドレスを入力したことにより、この後、不審なメールや広告メールなどが多量に送られてくる危険性があります。(対策: P 20)

4 ブログ (blog)

作者が個人的な趣味や日記を記録するサイトで、Web (蜘蛛の巣 = 世界中に張り巡らされたサイト) と Log (日記、記録) が略された言葉です。

総務省の調査によると、平成 17 年 3 月現在の利用者数が 335 万人であったものが、平成 18 年 3 月では 868 万人に増加しています。

パソコンからの利用が多く、芸能人やスポーツ選手が書くブログは有名です。

どうして、流行っているの？

- ・ホームページよりも簡単に作ることができる。
- ・ホームページよりも読みやすい。
- ・自分を世間に向けて公開できる。

ブログの問題点・危険性

- ・日々の日記の内容から、知らないうちに個人が特定される場合がある。
- ・個人情報 (電話番号、メールアドレス等) の公開により、迷惑メール等が送りつけられる。
- ・何気なく書いた記事により、読み手の反感をかい、誹謗中傷等が書き込まれる。(図 6)
- ・自分の記事を別の掲示板などに貼り付けられ、個人情報の流出、著作権侵害等につながる。

ミキのブログ
v(^_^)v

今日は、カップルについてです。
この間、町歩いてたら、超イケメンの男と手をつないでるのが、これがひどく。なんで~って感じで。。
この私には、どうして彼氏できないの？！

この記事へのコメント

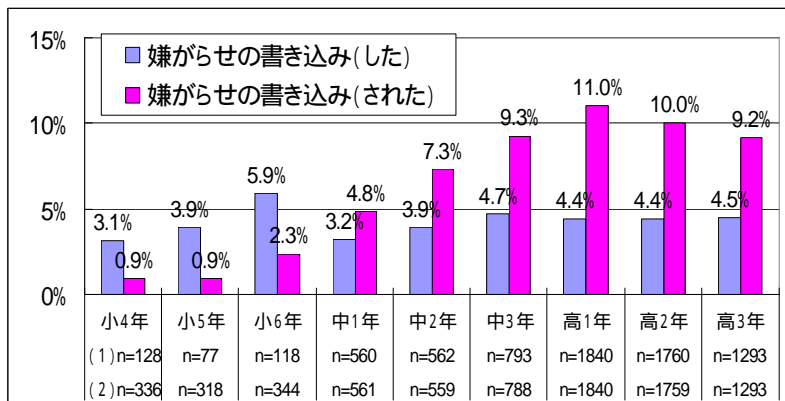
エリ：みんな、そんなに書いて、ちゃかわいそうよ。どうせ、顔見えないと思ってる、書いてんだから、そんなに自分のこと自慢するなら、お前の写真載せてみるよ。

アキ：あんた、人のことだなんて資格あんの？ そんなこと言ってるから彼氏できなんだよ。

ハンドルネール

コメント

ブログ (例)



(図 6) ブログ・プロフ等の掲示板への書き込みの有無

ブログの書き込みでも「炎上」(参照 : P 9) し、ブログが閉鎖されることがあります。

5 プロフ

「プロフィールサイト」の略で、携帯電話等を使って、無料で簡単に作れる自己紹介サイトの事です。以前、子どもたちが「サイン帳」に自分の誕生日や電話番号、趣味などを書いて交換していましたが、それがインターネット上で行われていると考えればよいでしょう。

何のために作るの？

- ・初対面の人と携帯電話の**赤外線通信**を使って、名刺代わりに交換し、自分をアピールする。
- ・インターネット上に公開して、自分を紹介する。
- ・リンクにアクセスさせて、収入（アフィリエイト）を稼ぐ。

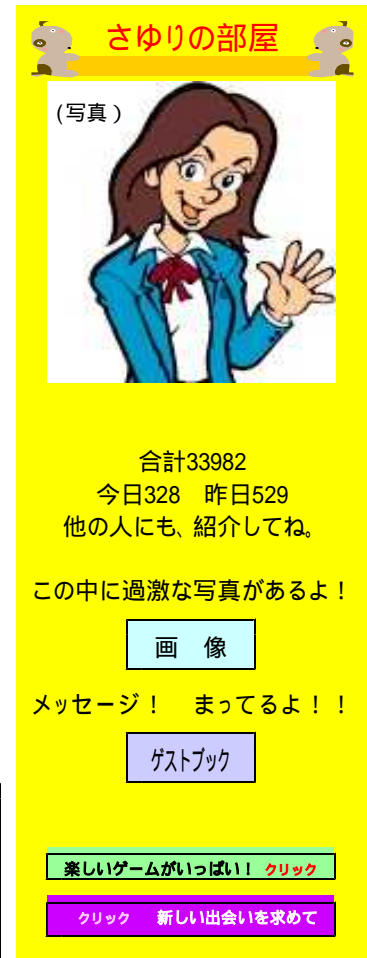
どうして、こんなに流行っているの？

- ・ホームページやブログよりも簡単に作ることができる。
(プロフサイトに用意されている質問に答えを書き込んでいくだけで、右図のようなプロフが簡単に作成される。)
- ・初対面の人にも、自分のプロフィールを簡単に伝えられる。
- ・自分を世間に向けて公開できる。

プロフの問題点・危険性

個人情報(電話番号、メールアドレス等)の書き込みにより、

- ・不審な電話がかかってくる。
- ・多数の迷惑メールを送りつけられる。
- ・写真やメールアドレスをコピーされ、偽のプロフを作られる。



プロフ(例)

「アクセス・ランキング」での上位入賞を目指したり、アフィリエイト(収入)を得ようとするあまり、

- ・詳しい個人情報を書き込んでしまう。
- ・過激な写真(下着姿、下半身の写真等)を掲載してしまう。

ゲストブック(プロフを見た人がメッセージを残せる部分)へ、

- ・誹謗中傷、いじめの内容が書き込まれる。
- ・正体の分からない不特定多数の人から連絡が入る。
- ・援助交際への誘いが書き込まれる。

6 出会い系サイト

異性の友人や恋人の募集を目的とし、出会いの場を提供しているサイトのことです。メール交換をしながら、名前や電話番号を教え合い、実際に会うようになることもあります。

出会い系サイトの問題点・危険性

- ・お互いに顔も素性も性格も全く分からないまま交際が進む。
- ・相手も自分も現実と違う自分を演じている場合がある。
- ・相手の真意を確かめることができない。
- ・最初から、暴行目的のケースもある。

こんな事件が起こっています

- ・サイトで知り合った男にビデオを撮られ販売された。
(女子中学生)
 - ・サイトで知り合った男に、「花粉症の新薬のモニターになってほしい」と言われ睡眠薬を飲まされ、わいせつ行為をされた。(女子中学生)
 - ・サイトの掲示板で、女性になりすました男から誘い出され、暴行を受け現金を奪われた。
(男性)
- <京都府警察本部少年課少年対策係 ホームページより>

出会い 岡山

簡単登録!
ご利用はすべて無料
使いやすさNo1

入口

ビジネスローン

出会い系サイト(例)

日ごろから、こんなことに気をつけましょう

- ・知らない人からのメールに返信しない。
- ・よく知らない相手にメールアドレスや電話番号、住所などを教えない。
- ・見ず知らずの人からの呼び出しに応じない。

出会い系サイトを18歳未満の少年少女が利用してはいけません。

18歳未満の少年少女が、

- ・性交等の相手や援助交際の相手を探す書き込みをすること
 - ・金銭等を提示して交際等を持ちかける書き込みをすることは、
- 「出会い系サイト規制法」で禁止されており、処罰の対象となります。

こんなときは・・・

出会い系サイトにアクセスしていないのに、高額請求が来た

- ・身に覚えのない架空請求は、無視しましょう。
- ・どうしても心配な場合には、岡山県消費生活センター(086-226-0999)に相談をしましょう。

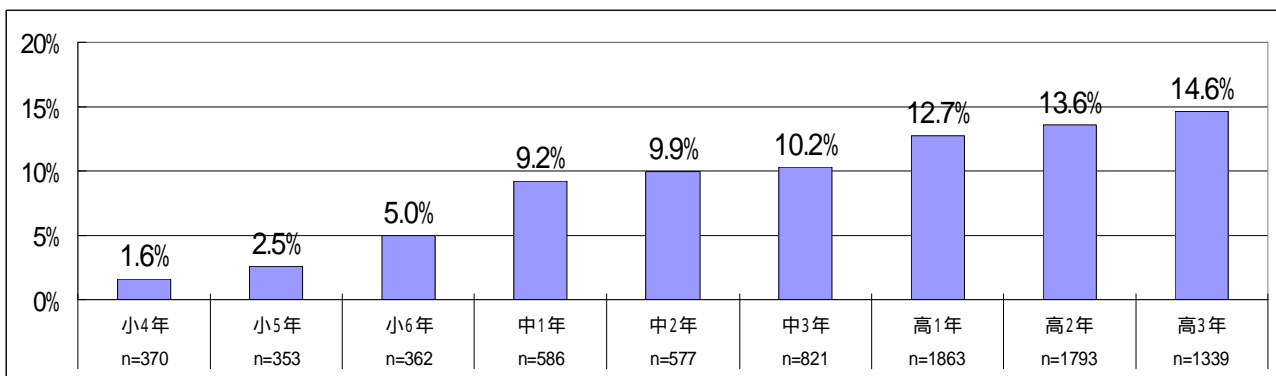
出会い系サイトにアクセスし、トラブルに巻き込まれた

- ・学校へ相談しましょう。
- ・近くの警察署相談係か生活安全課へ相談しましょう。

出会い系サイトのワンクリック詐欺【例】



- ・ 出会い系サイトには、18歳未満の少年少女はアクセスしてはいけませんが、サイトでの年齢確認の際に、上図のように簡単に偽ることができます。
- ・ 出会い系サイトなどでは、次の画面に移動した際に、突然、「登録完了」などのメッセージがでて、お金を請求される場合があります。
- ・ その際、**個人識別番号**などが表示されることがありますが、個人識別番号で携帯電話の持ち主が特定されることはないので、無視しましょう。



(グラフ7) 出会い系サイトを見た人数の割合

7 SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

趣味や話題が同じ人が、コミュニケーションや情報交換を行うことを目的とした紹介制・会員制のサイトのことです。元々は、パソコンのサイトで流行していましたが、最近では、携帯電話でも対応ができるようになり、会員数を増やしています。

今一番使われているSNSでは、会員数が約1,400万人といわれています。

中・高校生に人気

- ・インターネット上で友達の輪を広げることができる。
- ・友達からの紹介がないと入れない登録制のシステムになっている。

SNSの問題点・危険性

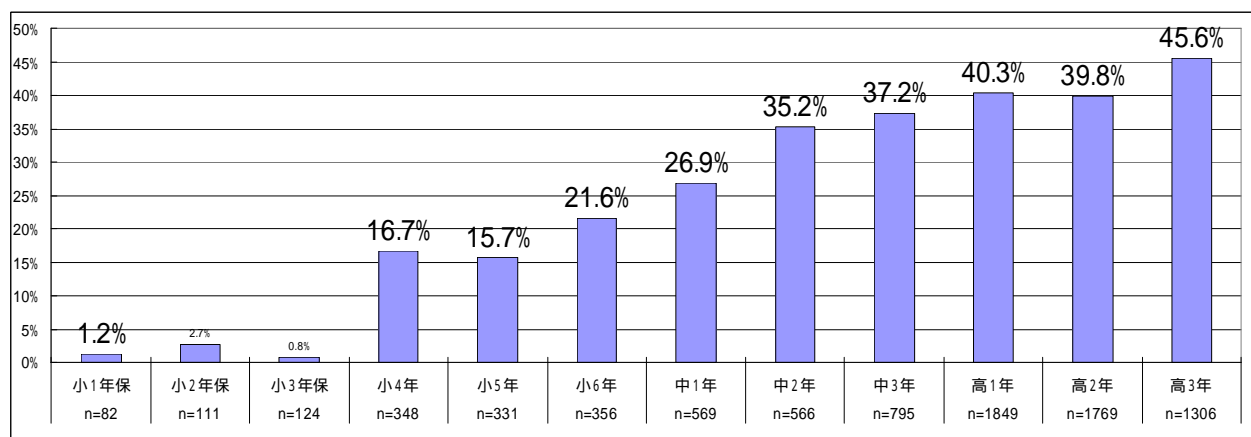
会員制・仲間内のサイトという気持ちから・・・

- ・実名で登録するなど、個人情報の管理が杜撰になりやすい。
- ・ブログに比べ、より個人的な内容の日記や写真を公開するが多い。
- ・不用意な書き込みをして、トラブルが発生することがある。

オフ会への参加により・・・

SNSでは、メールアドレスの交換やオフ会の開催といった、会員同士が直接に出会うことが禁止されており、そういった書き込みがないか24時間態勢で監視されています。

しかし、こうした監視をかいくぐってコンタクトを取り、そのことが原因となる事件に発展することもあります。



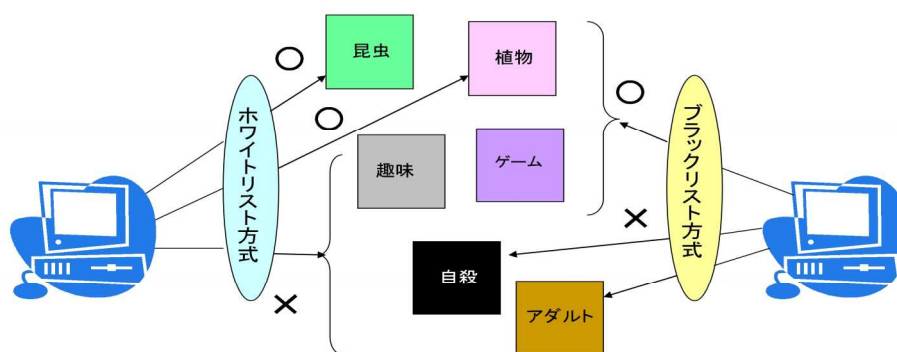
(グラフ 8) SNSなどのパスワードが必要なサイトを見た人数の割合

1 フィルタリング

フィルタリングの方法

フィルタリングとは、インターネット上の様々なサイトを、あらかじめ設定しておいた有害情報の種類を基に接続を制限する技術です。

有害サイトに接続できなくする方法として、いくつかの方法がありますが、主にホワイトリスト方式とブラックリスト方式が使用されています。



フィルタリング（ホワイトリスト方式・ブラックリスト方式）のイメージ図

< ホワイトリスト方式 >

事前に登録したもののみをフィルタが通すという仕組み

- ・接続しても問題のないサイトを集めたリスト（ホワイトリスト）を作り、そのサイト以外は接続できなくする方法である。
- ・「このサイトは見ていいよ。」と許可を与えたサイトだけ見ることができる。
- ・あらかじめ許可したサイトしか見られない。
- ・無限の情報にアクセスできるというインターネットの利点を失ってしまう。

< ブラックリスト方式 >

事前に登録したもののみをフィルタがブロックするという仕組み

- ・「出会い系」「アダルト」「自殺」等の文字や内容が含まれるサイトを集めたリスト（ブラックリスト）を作り、そのサイトに接続できなくさせる方法である。
- ・「こんなサイトは子どもには見せられない。」というサイトだけ見ることができなくなる。
- ・膨大なサイトの中から、有害なサイトを探し、ブラックリストに載せるまでは規制がないので、有害サイトも見放題になってしまう。

フィルタリング機能を設定すると一定の効果はありますが、

すべての危険なサイトが遮断できるわけではなく、

過信はできません。

フィルタリング機能設定の動き

平成20年4月：

- ・新規契約時に保護者からの申告がない限り、NTTドコモ、au、ソフトバンク、ウィルコム
の4社が、原則的にフィルタリングサービスの適応を無料で提供する。

平成20年6月：「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境整備法」成立

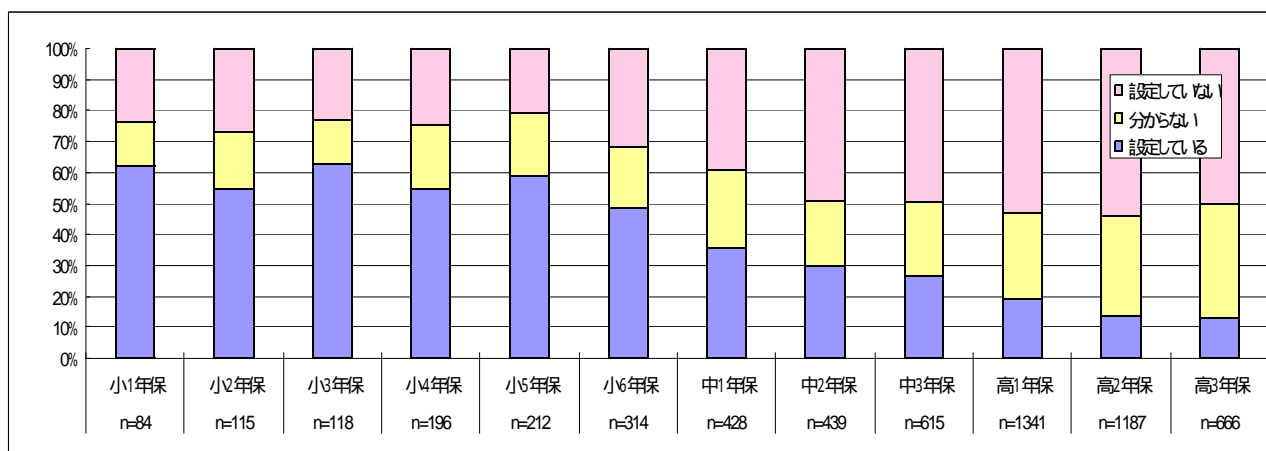
- ・18歳未満の子どもが使う携帯等にフィルタリングのサービスの提供を、全ての携帯電話会社等に義務づける。

保護者が不要と判断し、申請すれば解除が可能。

- ・既に携帯電話を購入している18歳未満の場合には、保護者等からの申告がなければ、自動的に
フィルタリングサービスが適用される。

今後：

- ・NTTドコモ等の携帯電話会社は、保護者等の判断で自分の子どもに閲覧させるサイトを個別に
選択してもらうサービスを平成20年度中に始めることを検討している。



(グラフ9) フィルタリングの設定の有無

また、現在でも、下の問い合わせ先に連絡を取り手続きをすることで、フィルタリングのサービスを無料で受けることができます。(出典：社団法人 電気通信事業者協会)

	有害サイト アクセス制限 サービス	お 問 い 合 わ せ 先
NTT DoCoMo	アクセス 制限サービス	ドコモの携帯電話から局番なしの151(無料) 一般電話から 0120-800-000(無料) ホームページ http://www.nttdocomo.co.jp/
KDDI	EZ安心 アクセス サービス	auの携帯電話から局番なしの157(無料) 一般電話から 0077-7-111(無料) ホームページ http://www.kddi.com/
SoftBank	ウェブ 利用制限 Yahoo!きっず	ソフトバンクの携帯電話から局番なしの157(無料) 一般電話から 0088-21-2000(無料) ホームページ http://mb.softbank.jp/mb/
イー・モバイル	Webアクセス 制限	イー・モバイルの携帯電話から 局番なしの157(無料) 一般電話から 0120-736-157(無料) ホームページ http://emobile.jp/
ウィルコム	有害サイト アクセス 制限サービス	ウィルコムのPHSから 局番なしの116(無料) 一般電話から 0120-921-156(無料) ホームページ http://www.willcom-inc.com/ja/service/filtering/index.html

削除依頼の前に

- ・書き込みをされた掲示板のアドレス(URLと呼ばれるもので、http://～といったもの)を記録する。
(アドレスが表示されていない場合には、メニューから「URL表示」を選ぶか、一旦、「お気に入りリスト」等の登録する操作をしてアドレスを確認する。)
- ・書き込まれた内容を記録する。
(携帯電話では書き込まれた画面をメモ機能等で保存することができる。)

サイト管理者への削除依頼

- ・掲示板の削除依頼のページや問い合わせのページで管理者の連絡先を探す。
- ・掲示板の管理者の連絡先が明記されていない場合には、掲示板のトップページの「メール」や「管理人へのメール」の部分をクリックすると、削除依頼のメールを送ることができる場合がある。

プロバイダへの削除依頼

・掲示板の管理者(開設者)に依頼をしても削除されない場合には、掲示板が利用しているプロバイダに削除依頼をすることができる。掲示板の下の方に掲示板のサービスを提供しているサイトにアクセスできるリンクがあるので、そこから、掲示板の管理者に対するのと同じ要領で削除依頼をする。

【 削除依頼文例 】

削除依頼	校情報セキュリティ担当者
掲示板名「 」 スレッドタイトル	NO
この掲示板内の上記箇所には、個人名が特定される中傷行為が発生しており、個人情報保護や人権保護の点からも問題があると判断されるので、至急削除願います。	

削除依頼は、サイトによって方法や記入例が決まっているものもあるので、確認することが必要です。

書き込み者の特定

- ・警察に被害届を出し、事件化されると、加害者の特定につながる場合がある。
- ・プロバイダ責任制限法(「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」)第4条に基づき、インターネット等において権利侵害等があった場合には、プロバイダに対して、発信者(書き込み者)情報の開示請求を行うことができる。

3 迷惑メールへの対応

メールアドレスの管理

迷惑メールの第一の対策は、まず、迷惑メールが送られてこないようにすることです。そのためには、自分のメールアドレスをしっかりと管理することが大切です。ブログやプロフで不特定多数に公開することはもちろん、懸賞等の応募での記入に際しても、迷惑メールの危険性を考えた上で行動する必要があります。

対策

- ・メールアドレスは、不特定多数の人に公開しない。
- ・電話番号のままのメールアドレスや容易に推測できるメールアドレスを使用しない。
(コンピュータなどで、電話番号や誕生日からメールアドレスを推測することが可能です。)

迷惑メールが送られてきたら

迷惑メールを送りつけられることも迷惑なことです。放っておけば被害はありません。

対策

- ・添付されているURLへアクセスしない。
(問題のあるサイトへ導かれることがあります。)
- ・添付ファイルは開かない。
(ウイルスの可能性があります。)
- ・送られてきたメールに返信しない。
(自分のメールアドレスの存在を相手に知らせてしまいます。)

中には、メールを送信してほしくない場合には、送信不要の旨のメールを送るように書かれていたりしますが、無視するのがよいでしょう。

迷惑メールを拒否する

各社の携帯電話では、URL付きのメールや指定したメールアドレスからのメールを拒否する機能があります。これを使用すれば、ある程度の迷惑メールを受信しなくすることができます。

対策

DoCoMo ... iモード 携帯 iMenu 料金&申込・設定 簡単メール設定
詳しくは、http://www.nttdocomo.co.jp/info/spam_mail/
au メール 携帯 Eメール設定 その他の設定 メールフィルター 暗証番号入力
携帯設定・メールフィルター
詳しくは、<http://www.au.kddi.com/service/email/support/meiwaku/index.html>
ソフトバンク... Y!メール YAHOO!JAPANメニュー「設定・申込」 各種変更・手続き
メール各種設定 携帯メール設定 暗証番号入力
詳しくは、<http://mb.softbank.jp/mb/support/safety/measures/index.html>

【参考】 「携帯電話等に着信する迷惑メールに対する自衛策について」(総務省)

http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/040119_3.html

メールアドレスを変更する

迷惑メールが著しく多い場合や、ストーカー的なメールが届く場合には、メールアドレスを変更するのも有効な方法です。

4 チェーンメールへの対応

「 - 1 電子メール」の項目で書いたように、チェーンメールは「内容を安易に信用しない」「絶対に他の人に転送しない」ことが大切です。

しかし、どうしても不安だというのであれば、次に紹介する団体のメールアドレスにチェーンメールを転送すれば、責任を持って処理してくれます。

財団法人日本データ通信協会が提供している転送先メールアドレス

risu1@ezweb.ne.jp	risu2@ezweb.ne.jp	risu3@ezweb.ne.jp
dakef1@docomo.ne.jp	dakef2@docomo.ne.jp	dakef3@docomo.ne.jp
dakef4@docomo.ne.jp	dakef5@docomo.ne.jp	
kuris1@t.vodafone.ne.jp	kuris2@t.vodafone.ne.jp	
sun@dekyo.or.jp	mercury@dekyo.or.jp	venus@dekyo.or.jp
earth@dekyo.or.jp	moon@dekyo.or.jp	mars@dekyo.or.jp
jupiter@dekyo.or.jp	saturn@dekyo.or.jp	uranus@dekyo.or.jp
neptune@dekyo.or.jp		

財団法人日本データ通信協会では、このほか、迷惑メール等についての有益な情報をホームページで公開しています。

(パソコンから) <http://www.dekyo.or.jp/soudan/chain>

(携帯電話から) <http://www.dekyo.or.jp/soudan/chain/mobile/>

携帯電話の場合は、右のQRコードからでもアクセスできます。



全国webカウンセリング協議会が提供している転送先メールアドレス

chain01@web-mind.jp	chain02@web-mind.jp	chain03@web-mind.jp
chain04@web-mind.jp	chain05@web-mind.jp	chain06@web-mind.jp
chain07@web-mind.jp	chain08@web-mind.jp	chain09@web-mind.jp
chain10@web-mind.jp		

5 架空請求への対応

振り込めメール

対策

- ・全く身に覚えがなければ、送金したり電話やメールで連絡をしたりせず無視する。
- ・万が一、脅しや根拠のない悪質な取立てを受けた場合は、
岡山県消費生活センター(086-226-0999) や
最寄りの警察署の相談係または生活安全課 に届け出る。
- ・この手のメール送信業者にメールアドレスが流れている可能性があるため、同様のメールが頻繁に来るようであれば、メールアドレスの変更を考える。

【 参考 】

架空料金請求についての詳しい対策等については、下記も参考にしてください。

- ・サイト利用料金の不当請求等（岡山県警本部サイバー犯罪対策室）
<http://www.pref.okayama.jp/kenkei/seian/seiki/cyber/index.html>
- ・「悪質な「利用した覚えのない請求」が横行しています」（国民生活センター）
http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/twoshotto.html
- ・「あわてないで!! クリックしただけで、いきなり料金請求する手口」（同上）
http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/click.html
- ・インターネットを利用する方のためのルール&マナー集「迷惑メール対策編」
<http://www.iajapan.org/rule/rule4mail/>（財団法人インターネット協会）

ワンクリック詐欺

対策

- ・契約するまでの間に申込み内容等を確認されたかどうか確認する。
（電子契約法 上、申込みを行う前に内容等の確認をすることが義務づけられている。）
- ・全く身に覚えがなければ、送金したり電話やメールで連絡をしたりせず無視する。
- ・万が一、脅しや根拠のない悪質な取立てを受けた場合は、
岡山県消費生活センター(086-226-0999) や 最寄りの警察署 に届け出る。

【 参考 】

ワンクリック詐欺についての詳しい対策等については、下記も参考にしてください。

- ・「アダルトサイトや出会い系サイト等でメニューをクリックしてしまったら自動的に入会になり高額な入会金等を請求されてしまった方へ」（電子商取引推進協議会）
http://www.ecom.jp/adr/ja/topics/tp_01.htm
- ・「有料アダルトサイト等の情報料等をかたった架空料金請求トラブル
- 巧妙化する架空料金請求にご注意ください -」（総務省）
http://www.soumu.go.jp/s-news/2003/031125_2.html

1 子どもを守るのは大人の役割

携帯電話は使い方によって、利便性だけではなく、様々な問題点や危険性が生じてきます。こうした中、保護者として考え、行動しなければならないことはどういうことでしょうか。保護者が子どもを守っていくためには、子どもに対して責任を持って毅然として指導していくことが大切です。

こうした観点から、保護者の役割を考えてみましょう。

保護者として・・・ **携帯電話について子どもとしっかり話をし、指導する**

子どもが、携帯電話をどのように使っているか知っていますか？

携帯電話を買い与えたら、その後は子どもが自由勝手に使っている状態になっていませんか。

子どもがどのくらいの時間使っているか、誰と連絡を取り合っているか、どんなことに使っているか等、家庭内での話題にして、子どもの様子を把握する必要があります。

例えば、携帯電話の利用明細書を活用して、利用状況を話し合うのも一つの方法です。

子どものことに関心を持ち、心配をすることは親の大切な役割です。

携帯電話の問題点や危険性を十分に知っていますか？

携帯電話の使い方などについて子どもと話をしようと思っても、保護者が携帯電話のことを知らなければ話はできません。「難しそうだから」と敬遠するのではなく、この資料などをしっかり読んで、携帯電話について知りましょう。

正しい理解を図り、子どもを指導することが大切です。

子どもが、何かの被害にあったときの対応方法を知っていますか？

携帯電話に関して、子どもが何か困ったときに一番身近にいる親がその対応方法を知っていることが大切です。また、そういう保護者に対して子どもは信頼を寄せ、日ごろから何でも話すようになります。

トラブルの際の対応方法を知ることが大切です

子どもに伝えよう！

誹謗中傷の書き込みやいじめのメールは、犯罪になる場合がある。

掲示板やブログ、プロフ等への書き込み者は、匿名であっても特定されることがある。

2 家庭でのルールづくり

子どもたちに携帯電話を与える際に大切なことは、まず、家庭で携帯電話のことについて話をする機会をもつことです。その時に、保護者が携帯電話の問題点や危険性を丁寧に子どもに説明するとともに、保護者としての心配や気をつけてほしいことを伝えながら、家庭でのルールづくりをすることが大切です。

家庭におけるルールづくり・・・【例】

使用する場所を決める。

- ・屋内：・家族のいる場所で使用する。
 - ・自分の部屋に持ち込ませない。
 - ・勉強中は親に預ける。
- ・屋外：・公共の場所でのマナーを守る。
(静かにしなくてはいけない場所、病院や電車、バスの中などでは使用しない。)
 - ・歩き「ながら」、自転車に乗り「ながら」等、「ながら」使用は危険なので絶対にしない。
 - ・相手の許可なくカメラ機能で写真を撮らない。
(書店等ではカメラ機能は使わない。)



使用する時間を決める。

- ・食事中は使用しない。
- ・深夜(午後9:00以降)には、使用しない。(就寝時には、居間に置いておく。)
- ・長時間の使用はしない。

使用の仕方を決める。

- ・危険なサイト(アダルトサイト・出会い系サイト等)は閲覧しない。
- ・掲示板やブログなどに個人情報を書き込まない。
- ・掲示板等への書き込みやメールで噂や悪口を書かない。
- ・チェーンメールや迷惑メールは無視する。
- ・自分に送られて嫌なメールは人に送らない。
- ・困ったことやトラブルに巻き込まれた時は、必ず親に相談する。

単に禁止するだけでなく、

なぜ、そうすることがダメなのか
どうすればいいのか

についても、しっかりと話をしましょう。

保護者としてすべきこと【例】

携帯電話やインターネットに関する基本知識を習得しましょう。

携帯電話の機能を、電話とGPS機能に限定して契約をしましょう。

やむを得ずインターネットを使わせるなら、フィルタリングを設定しましょう。

使用金額やメールの発信数、夜間の使用時間等を制限しましょう。

(料金明細書を見ながら、利用状況について話をするのも一つの方法です。)

決めたルールは、親として毅然と守らせましょう。



携帯電話、我が家の取り組み

- ・「今の時点では携帯電話は親と連絡をとるためのもので、ネットも友だちとのメールや電話番号の交換もしないことにしています。事件が起こるたび、携帯電話は便利だけれど、使い方次第で怖い事件に巻き込まれるきっかけになることを話しています。」(小4、保護者)
- ・「親自身が携帯電話の使い方やメリット、デメリット(危険性)について学ぶことが大切だと思っています。また、子どもと話し合い、何かあった時に相談してくれ親子関係を築いておくことも重要だと思います。」(小5、保護者)
- ・「利用料金の制限をしています。使いすぎて月の半ばぐらいで使用できなくなり文句を言うときもありますが、いっさい受け付けません。初めからルールを作らないと子どもも好き放題にしてしまうので、時間なども決めています。」

(中3、保護者)

H19.12.26 Benesse教育情報サイト「教育ニュース」から

用語解説

IPアドレス

インターネットなどのネットワークに接続されたコンピュータ1台1台に割り振られた識別番号。

インターネット

世界中の国々をつなぎ、網目状に広がっているコンピュータの巨大なネットワークのこと。

オンラインゲーム

ネットゲームともいい、ネットワークを介して複数の人と一緒にゲームを楽しむことができる。武器などを多額の現金で売買することがあったり、対戦相手とチャットする機能が付いているため、出会い系サイトの代わりに悪用するものが多いりするるので危険な面もある。

オフ会（オフ・ライン・ミーティング）

ゲームサイトやSNSのインターネットのサイト上で知り合った人たちが、実際に集まって交流をすること。

パソコンの電源を「オフ」の状態が集まることから、こう呼ばれるようになった。

キャリア

電気通信事業者のことで、自前で回線網をはじめとする通信設備をもち、サービスを提供している事業者のことをいう。NTT地域会社やKDDIなどの加入電話事業者やNTTドコモやauなどの携帯電話事業者のことをいう。

ギャル文字（へた文字）

携帯電話のメールなどで、文字を分解したり、変形させて表現する手法。

「 な か(仲) いい な あ 」
「 十よ カ> レ」レ」 十よ ア 」

個体識別番号

電話会社、携帯電話のメーカーと機種に関する情報を識別するために携帯電話につけられた番号のこと。携帯電話の個体を識別することができるだけで、利用者の電話番号や氏名などの個人情報は含まれていない。

サイト

Webサイトのことで、ある情報について書かれたひとまとまりのページが集まったもの。ホームページなどもWebサイトの一つ。

情報モラル

「情報社会を生きぬき、健全に発展させていく上で、すべての国民が身につけておくべき考え方や態度」。

情報社会における正しい判断や望ましい態度を育てることと、情報社会で安全に生活するための危険回避の方法の理解やセキュリティの知識・技術、健康への意識が含まれる。

着メロ・着うた・着うたフル

携帯電話の着信音として、音楽(メロディ)を鳴らすものを「着メロ」、歌の"サビ"の部分だけを再生するものを「着うた」、1曲全部を再生するものを「着うたフル」という。

着信者を音(音楽)で区別できるようにするために導入された。

ダウンロード

インターネット上からパソコンや携帯電話にデータを転送すること。

スレッド

掲示板などで、テーマや話題ごとに書き込まれたもののまとまり。また、他の人が自由に意見を書き込むために立ち上げるテーマのこと。

チャット

コンピュータネットワークを利用して、リアルタイムで文字を使った会話ができるシステム。実際におしゃべりしているような感覚で情報のやりとりができる。

デコメ

デコレーションメールのことで、メールの本文に色を付けたり、文字以外の静止画像や動画を利用したりして、メールを様々に飾ること。

デジタルデバイド

コンピュータや携帯電話などの情報機器を使って情報を得ることができる人とそうでない人の間に生じる情報格差のこと。経済格差が情報格差につながり、社会階層の固定化につながるなど、就業の機会やサービスを受ける機会に差別が生じる可能性があるという指摘もある。

ネチケット

ネットワーク上でのエチケット、マナーのこと。コミュニケーションを図る際の日常のエチケット等の他、相手に事前に連絡をせずに大きなデータを送らないといったネットワーク特有のエチケットがある。

パケット

携帯電話でやりとりされる情報は、小さなデータに分割され送受信される。その分割されたデータのかたまりをパケットという。パケットで送受信される情報は接続時間や接続場所までの距離を気にすることなくデータ量（パケットの数）に応じて課金する方式が採用されている。

昨今、定額制や割引制などの料金体系があり、パケット使用料金だけでは、どれだけデータを送受信したかが分かりにくくなっている。

ハンドルネーム

掲示板やプロフなどで活動するときに使われる別名のこと。ニックネームのようなもので、HNと略されることもある。

PHS（ピッチ）

Personal Handy phone Systemの略で、設備等を簡素化し、通話料を低く抑ええた携帯電話の一種。

メディア・リテラシー

新聞や雑誌、テレビなどのマスメディアが報道する情報を批判的に検証し、主体的に情報を読み取る能力のこと。

メル友

メールを送り合う友だちのこと。実際に会ったことのない人とでもメールだけを送り合って友だちになっている場合もある。

メーリングリスト

電子メールを使ったコミュニケーション手段の一つで、あるメールアドレスにメールを送信すると、登録されている人全員にそのメールのコピーを送信するシステム。

モバイル

持ち運び可能なコンピュータの端末機器の総称で、携帯電話、PHS、小型ノートパソコンなどがある。

URL（Uniform Resource Locator）

インターネットのサイトの場所を示す「住所」のようなもの。

岡山県ホームページのURL

<http://www.pref.okayama.jp/>

ユビキタス

「あらゆる場所に所在する」という意味の言葉で、小型コンピュータや携帯電話などが、いつでもどこでも利用できる環境を指す。

関連法令等

不正アクセス行為の禁止等に関する法律

(不正アクセス禁止法)

[平成11年12月22日公布]

コンピュータの不正利用を禁止する法律で、他人のユーザーIDやパスワードを使って、本来自分が利用する権限を持っていないコンピュータを不正に使用する行為や、OSやアプリケーションソフトなどに存在するセキュリティ上の弱点を攻撃してコンピュータを不正利用したり、保存されているデータやプログラムを改ざんしたり、コンピュータを利用不能な状態に追い込んだりする行為を禁じています。

電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律

(電子契約法)

[平成13年6月29日公布]

事業者・消費者間の電子契約では、消費者が申込みを行う前に、消費者の申込み内容などを確認する措置を事業者側が講じないと、たとえ消費者が操作ミスで申込みしてしまったとしても、消費者の重大な過失とはみなされず、申込みの意思表示の無効を主張できます。

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律

(プロバイダ責任制限法)

[平成13年11月30日公布]

インターネットや携帯電話の掲示板などで誹謗中傷を受けたり、個人情報に記載されて、個人の権利が侵害されるなどの事案が発生した場合、プロバイダ事業者や掲示板管理者などに対して、これを削除するよう要請しますが、事業者側がこれらを削除したことについて、権利者からの損害賠償の責任を免れるというものです。また、権利を侵害する情報を発信をした者の情報の開示請求ができることも規定しています。

削除要求の方法は、権利を侵害された個人かその代理人(弁護士等)が、書面であれば実印を押印して印鑑証明を付けて、電子メールであれば電子署名を付けて、行うこととなります。代理人が行う場合には、委任状の添付が求められます。削除要求の様式等については、(社)テレコムサービス協会(<http://telesa.or.jp>)のホームページに掲載されている名誉毀損・プライバシー関係ガイド欄を参考にしてください。

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律

(出会い系サイト規制法)

[平成15年6月13日公布]

「出会い系サイト」を利用した児童買春などの犯罪被害から児童を守ることを目的とし、18歳未満の少年少女の「出会い系サイト」の利用、出会い系サイトの掲示板に書き込みをして、性交の相手やお金を目的の交際を求めること(不正誘引)を禁止している。

この法律は、大人も18歳未満の少年少女も処罰の対象となります。

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律

(迷惑メール法)

[平成17年5月13日公布]

電子メールによる一方的な商業広告(いわゆる迷惑メール)に対応するため、通信販売事業者等及び送信者が電子メールにより商業広告を送るときは、特定商取引法により既に義務づけられている住所、電話番号等の表示に加え、次のような表示を行うことが義務づけられています。

メールの件名欄に冒頭に「未承認報告」と表示

メール本文の最前部に、事業者及び送信者の氏名又は名称及び受信拒否の通知を受けるための電子メールアドレスとそれぞれ表示

送信者の住所及び電話番号を、任意の場所(リンク先も含む)に表示

また、改正により、送信者情報(送信に用いた電子メールアドレス、IPアドレス、ドメイン名)を偽って送信することが禁止され、これに違反した者に対する厳罰が導入されています。

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境整備法

(有害サイト対策法)

[平成20年6月11日成立]

今後は、全ての携帯電話会社やネット接続事業者に対し、18歳未満の子どもが使う携帯やパソコンに有害サイトの閲覧を制限するフィルタリングのサービスの提供を義務づける。保護者が不要と判断し、申請すれば解除が可能。

既に携帯電話を購入している18歳未満の場合には、今後、十分周知期間を設けた後、保護者等からの申告がなければ、自動的にフィルタリングサービスが適用されます。

参考資料

参考図書

- ・「インターネットの危険から子どもを守る」 中山洋一 学事出版
- ・「ウェブ炎上」 荻上チキ 筑摩書房
- ・「ネット王子とケータイ姫」 香山 リカ・森 健 中央公論新社
- ・「大人が知らない携帯サイトの世界」 佐野正弘 毎日コミュニケーションズ
- ・「学校裏サイト」 下田博次 東洋経済新報社
- ・「学校裏サイト」 渋井哲也 晋遊舎
- ・「『学校裏サイト』からわが子を守る！」 安川雅史 中経出版
- ・「ケータイ世界の子どもたち」 藤川大祐 講談社
- ・「ケータイチルドレン」 石野純也 ソフトバンククリエイティブ
- ・「『ケータイ・ネット時代』の子育て論」 尾木直樹 新日本出版社
- ・「誰も知らなかったケータイ世代」 市川茂浩 東洋経済新報社
- ・「友だち地獄」 土井隆義 ちくま新書
- ・「ネット依存の恐怖」 牟田武生 教育出版
- ・「ネットいじめ・言葉の暴力克服の取り組み」 有元秀文 教育開発研究所
- ・「TEENAGE MOBILE ココロのフィルタリング」
長崎っ子のためのメディア環境協議会編

参考文献

- ・リーフレット『「ネット上のいじめ問題」に対する喫緊の提案』
～お父さん！お母さん！お子さんのケータイ・ネットの利用は大丈夫ですか？～
リーフレット「ちょっと待って、ケータイ」 文部科学省
- ・『「情報モラル」指導実践キックオフガイド』 社団法人 日本教育工学会
- ・e-ネット安心講座 基本テキスト「インターネット、携帯電話の安心・安全な使い方
～ネット社会の7つの常識～」 eネットキャラバン運営協議会
- ・「サイバー犯罪防止対策であんしんネットライフ」 財団法人 社会安全研究財団
- ・「インターネットトラブル対応マニュアル 誹謗中傷対応要領」
北海道警察本部・北海道教育委員会
- ・情報モラル啓発リーフレット「メールだよ！ たいせつな君に伝えたいことがある」
北海道教育委員会
- ・「携帯電話&インターネットの世界 危険がいっぱい!! 『出会い系サイト』」
青森県教育委員会
- ・「インターネット・トラブル対応マニュアル」 富山県教育委員会
- ・「家庭における子どもの『インターネット利用』『携帯電話使用』（保護者用）」
「インターネット・携帯電話の指導について（教師用）」 長野県教育委員会
- ・「知っていますか？ 携帯電話がもたらす危険性！！」 神奈川県警察
- ・「ネットいじめ・誹謗中傷の解消に向けて（報告）」
インターネット社会におけるいじめ問題研究会（兵庫県教育委員会）

- ・「携帯電話やインターネットでのトラブル対応マニュアル」
児童生徒健全育成等連絡協議会(香川県・香川県教育委員会・香川県警察本部)
- ・「携帯電話等IT適切な使用に関する指導の在り方について」 広島県教育委員会
- ・「インターネット・携帯電話の利用に関する家庭向け指導資料」熊本県教育委員会
- ・リーフレット「ホントに必要?! ケータイ」
熊本県青少年を取り巻く有害環境対策実行委員会
- ・「迷惑メール対策の現状と対応策の方向性について」 総務省事務局
- ・全国Webカウンセリング協議会認定「ネットいじめ対応アドバイザー養成テキスト」
監修：安川雅史(全国Webカウンセリング協議会 理事長)

参考ホームページ

- ・インターネットホットライン連絡協議会 <http://www.iajapan.org/hotline/>
- ・インターネットホットラインセンター <http://www.internethotline.jp>
- ・株式会社 ネプロジャパン <http://www.nepro.jp/jpmobile/2008/55/index.html>
- ・京都府警察本部少年課少年対策係 「『出会い系サイト』は危険がいっぱい」
http://www.pref.kyoto.jp/fukei/anzen/shonen_s/deai/
- ・全国webカウンセリング協議会 <http://www.web-mind.jp/>
- ・フィッシング110番
<http://www.npa.go.jp:80/cyber/policy/phishing/phishing110.htm>
- ・警察庁 サイバー犯罪対策「あぶない 出会い系サイト」
<http://www.npa.go.jp/cyber/index.html>
- ・ねちずん村 <http://www.netizenv.org/top.htm>
- ・プロバイダ責任制限法 関連情報Webサイト <http://www.isplaw.jp/>
- ・迷惑メール相談センター <http://dekyo.or.jp/soudan/index.html>
- ・Benesse 教育情報サイト・教育ニュース
「自分専用の携帯電話の所有率は、高校生以上で93%！」
<http://benesse.jp/blog/20071226/p1.html>
- ・KDDI au ママの心配、これで解決! 「ケータイを持たせる時のルールは?」
<http://www.au.kddi.com/pr/anshin/lecture/rule.html>

Ver1.02

「携帯電話の利用に関する研修資料」

平成20年8月 発行

編集・発行 岡山県教育庁指導課
〒700-8570 岡山市内山下2丁目4番6号
TEL 086-226-7589

なお、本文中のイラストは、次のものを使用しました。

株式会社 MPC 『スクールイラスト集』『スクールイラスト集3』

株式会社 ジャストシステム 『一太郎』